

事業譲受公告

平成 25 年 8 月 6 日

株主各位

福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地
株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長 浅倉 俊一

当社（甲）は、平成 25 年 8 月 26 日を効力発生日として、株式会社ダイユーエイト・ホームサービス（乙、福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地）より、事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第 468 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに事業の譲り受けを行うものであります。

記

1. 会社法第 468 条第 3 項の規定に基づき、この事業譲受に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 469 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、この事業譲受に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

以 上